

山梨県外国人介護人材獲得強化事業費補助金 Q & A

Q1 日本国内での外国人介護人材の採用に係る取組は対象となりますか。

A1 対象外です。海外現地での外国人介護人材の採用に係る取組が対象です。

Q2 補助金交付要綱別表 1 (ウ) の「採用・広報活動」とは具体的にどのようなものですか。

A2 次のような活動を想定しています。

- ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集
- ・ 日本の介護に関する P R、介護施設や介護福祉士養成施設の情報提供等の広報活動
- ・ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成等

Q3 現地にて「採用・広報活動」を実施したが、採用に繋がらなかった場合は補助金を返還する必要がありますか。

A3 採用計画に基づく現地での活動の結果として、採用に繋がらなかった場合については返還の必要はありません。

Q4 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者（管理団体や登録支援機関等）に支払う手数料は対象となりますか。

A4 対象外です。

Q5 海外現地での食事代（朝・昼・夕食等）や日本国内の空港での食事代は対象となりますか。

A5 海外現地や日本国内の空港における事業者の職員等の食事代については対象外です。そのため、海外現地での宿泊に係る食事代については、宿泊費と分けていただく必要がありますが、宿泊施設が定める宿泊料金に食事代が含まれており、内訳が不明かつ不可分である場合は、食事代込みの値段を宿泊費として計上してかまいません。

Q6 対象経費に食糧費がありますが、具体的にはどのようなものが含まれますか。

A6 会議や説明会で提供するお茶等が対象です。

Q7 空港までの国内移動に係る経費も対象となりますか

A7 海外への渡航に際して合理的かつ最小費用となる経路に限り対象となります。ただし、予算の都合上、申請状況によっては対象外又は減額となる場合があります。

Q8 ビジネスクラス等を利用した場合、航空運賃は補助対象となりますか。

A8 ビジネスクラス等の利用は可能です。ただし、補助対象となる航空運賃は、当該便における最下級の旅客運賃（エコノミークラス運賃）となります。申請の際は、その運賃額が確認できる根拠資料を添付のうえ、当該金額で申請してください。

Q9 現地の生活・文化・風習等の事前調査に係る施設の見学費用は対象になりますか。

A9 一般的に観光場所として訪問される観光施設等の利用料は対象外です。

Q10 現地で領収書等をもらえず、支払証明書類の提出が出来ない場合について。

A10 支払証明書類が提出出来ない場合は、補助対象経費として認められません。

Q11 現地の言語による領収書等を根拠資料としてよいですか。

A11 日本語に翻訳した説明資料および支払当時の為替レートが分かる書類（換算レートが記載された明細等）を併せて提出してください。

Q12 現地で活動した実績の根拠資料はどのようなものを提出すればよいですか。

A12 活動報告書や業務日報をはじめ、説明会のチラシやポスター、活動状況がわかる現場写真（参加者や各種看板、会場名等が確認できるもの）が想定されます。